

屋久島町告示第 105 号

屋久島町観光関連事業者支援給付金交付要綱を次のように定めた。

令和 2 年 5 月 29 日

屋久島町長 荒木 耕治

屋久島町観光関連事業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 新型インフルエンザ等、未曾有の感染症の世界的大流行による本町への入込者数の激減に伴い、経済的に直接の影響を受ける観光関連事業者の事業活動の維持及び再開支援のため、屋久島町観光関連事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、屋久島町補助金等交付規則（平成 19 年屋久島町規則第 43 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第 2 条 この要綱による給付金の交付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、原則として、令和 2 年 1 月 1 日以前から屋久島町の住民基本台帳に登録されており、且つ、営業が開始されており、屋久島町に施設、店舗、事務所又は事業所等を有する次の各号に定める事業者とする。

- (1) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により旅館業の営業の許可を受けている宿泊事業者
- (2) 専ら土産品類を製造する製造・卸売り事業者
- (3) 専ら土産品類を販売する小売事業者
- (4) 飲食店営業事業者
- (5) ガイド事業者
- (6) 専ら旅行者を対象とした体験商品を提供する事業者
- (7) 専らエコツアー体験用品類を賃貸する事業者
- (8) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者並びに道路運送法第 80 条第 1 項の規定により自家用自動車の有償貸渡し業の許可を受けているレンタカー事業者
- (9) 道路運送法第 4 条第 1 項の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている定期路線バス運行事業者
- (10) 道路運送法第 4 条第 1 項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス運行事業者
- (11) 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 3 条第 1 項の規定により一般旅客定期航路事業の営業の許可を受け、本町への定期船を運航する事業者

(12) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 100 条第 1 項の規定により航空運送事業の経営の許可を受け、本町への定期航空機を運航する事業者

(13) その他、町長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は給付対象者としな

(1) 既に給付金の交付を受けた事業について給付金交付を申請しようとする者

(2) 屋久島町暴力団排除条例（平成 24 年屋久島町条例第 20 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団

(3) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(4) 前 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある者

（給付金の額）

第 3 条 給付金の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、複数事業を兼ねる事業者又は複合型店舗により複数の事業活動を営む事業者は、明確に事業を種別することができる場合にあっては当該事業種別ごとの額の合計額とし、明確に事業を種別することができない場合にあっては主たる事業による額とする。

（給付金の交付の申請）

第 4 条 給付金の交付の申請をしようとする者は、屋久島町観光関連事業者支援給付金交付申請書（別記様式）に別途定める書類を添えて、町長に対して、その定める時期までに提出しなければならない。

（規則の適用除外）

第 5 条 規則第 4 条、第 6 条から第 17 条、第 18 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 18 条第 2 項並びに第 23 条の規定は、給付金の交付において適用しない。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 29 日から施行し、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

給付金の額

事業種別			給付金の額
旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている宿泊事業者	宿泊可能人数	30人未満	10万円
		30～59人	20万円
		60～89人	50万円
		90人以上	100万円
専ら土産品類を製造する製造・卸売り事業者			10万円
専ら土産品類を販売する小売事業者			10万円
飲食店営業事業者			10万円
ガイド事業者			10万円
専ら旅行者を対象とした体験商品を提供する事業者			10万円
専らエコツアー体験用品類を賃貸しする事業者			10万円
道路運送法第4条第1項の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けているタクシー事業者並びに道路運送法第80条第1項の規定により自家用自動車の有償貸渡し業の許可を受けているレンタカー事業者			30万円
道路運送法第4条第1項の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている定期路線バス及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バスを運行する事業者			100万円
道路運送法第4条第1項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている貸切バス運行事業者			50万円
海上運送法第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の営業の許可を受け、本町への定期船を運航する事業者			100万円
航空法第100条第1項の規定により航空運送事業の経営の許可を受け、本町への定期便を運航する事業者			100万円
その他、町長が特に必要と認めるもの			上記を基準として適宜決定する

屋久島町観光関連事業者支援給付金交付申請書

令和 年 月 日

屋久島町長 様

【申請者】 住 所
商号又は屋号
代表者職・氏名 印
連 絡 先 — —
E m a i l
担 当 者 名

屋久島町観光関連事業者支援給付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請し、併せて、交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、受給資格の確認に当たり、次の事項に同意します。

- ① 受給資格等の確認に当たり、本給付金事務担当の屋久島町職員が公簿等を閲覧することがあります。
- ② 町から下記に記載された振込先口座に振込手続後、記載誤り等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、申請者に連絡・確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ③ 不正な方法により本給付金を受給したことが判明した場合は、全額返還していただきます。

なお、給付金については、下記の指定口座に振り込んでください。

記

1 事業の内容

※複数事業分を申請する場合は、すべての事業種別を記載してください。

※宿泊施設の場合：収容可能人数 _____ 人

2 給付金交付申請額 _____ 円

※町審査欄
給付決定額 _____ 円

3 振込先口座

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)					
金融機関 コード	1. 銀行 2. 金庫 3. 信組	4. 信連 5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	支店 コード		1. 普通 2. 当座					
フリガナ										
口座名義										

4 添付書類

法人	<input type="checkbox"/> 営業許可書の写し（該当する事業者のみ） <input type="checkbox"/> 確定申告書別表一の写し <input type="checkbox"/> 法人事業概況説明書の写し <input type="checkbox"/> 振込先口座情報が確認できるもの（預金通帳の写し）
個人事業主	<input type="checkbox"/> 営業許可書の写し（該当する事業者のみ） <input type="checkbox"/> 確定申告書別表一の写し <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書の写し（青色申告の場合） <input type="checkbox"/> ガイドであることを証する書類等の写し（ガイド事業者の場合） <input type="checkbox"/> 振込先口座情報が確認できるもの（預金通帳の写し）
<p>※振込先口座が屋久島町の町税や水道料等に現に使用している口座であって、申請者名義である場合、預金通帳の写しは必要ありません。</p> <p>※ガイドであることを証する書類は、屋久島町エコツーリズム推進協議会が発行する「登録ガイド証」、屋久島町が発行する「屋久島公認ガイド証」を基本とし、これらを有しない場合、事業所に雇用されている場合は当該事業主から、それ以外の場合は屋久島観光協会等から下記により証明を得ること。</p>	

【ガイドであることの証明（事業所用）】

<p>屋久島町長 様</p> <p>申請者_____は、当社（当事業所）が雇用しているガイドであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">【証明者】住 所 商号又は屋号 代表者職・氏名 連 絡 先 E m a i l</p> <p style="text-align: right;">印</p>

【ガイドであることの証明（その他団体等用）】

<p>屋久島町長 様</p> <p>申請者_____は、屋久島町でガイド業を営む者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">【証明者】住 所 団 体 等 名 称 代表者職・氏名 連 絡 先 E m a i l</p> <p style="text-align: right;">印</p>
